

## 令和7年度第3回

# 小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和8年1月7日（水）

ところ 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

小金井市市民部保険年金課

令和7年度第3回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和8年1月7日（水）19時から  
場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

出席者 〈委 員〉

江 頭 みのぶ	塚 田 悟	瀬 口 秀 孝
西 野 裕 仁	穂 坂 英 明	黒 米 哲 也
小 堀 哲 朗	水 谷 たかこ	藤 川 賢 治
た ゆ 久 貴	吹 春 やすたか	天 野 秀 春

〈保険者〉

副市長	神 山 伸 一
市民部長	深 澤 亘
保険年金課長	内 田 雄 介
国民健康保険係長	井 上 義 秀
国民健康保険係主査	永 屋 由佳理
国民健康保険係主任	瀧 川 哲 郎
国民健康保険係主事	小 林 久 貴

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）  
日程第2 その他  
① 財政健全化計画について  
② 外国人被保険者等の前納制度について

## 令和7年度第3回小金井市国民健康保険運営協議会

令和8年1月7日

◎水谷会長　こんばんは。明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。定刻前ではございますが、皆様おそろいようですので、始めさせていただきますと思います。

それでは、令和7年度第3回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本来ですと市長から御挨拶いただくところですが、別の公務のため欠席と聞いておりますので、代わりに副市長から御挨拶をいただきます。神山副市長、よろしくお願いたします。

◎神山副市長　皆さん、こんばんは。副市長、神山でございます。今、会長からありましたとおり、本来であれば白井市長が御挨拶を申し上げるところですが、他の公務と重なっておりまして、私が代わりに挨拶をさせていただきます。

改めまして、本日はお忙しい中、協議会に出席をいただきまして、ありがとうございます。また、本市の国民健康保険事業に多大なる御尽力をいただくとともに、市政全般にわたり御理解、御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

本日は、来年度の国民健康保険税の見直しに関する諮問をさせていただきます。先月26日に令和8年度税制改正大綱が閣議決定をされたことによりまして、国民健康保険税においては賦課限度額の改正等が行われることになりました。本市の厳しい国保財政運営の健全化を図るため、国の改定に合わせまして、本市の賦課限度額の改定について御審議をお願いするものでございます。

委員の皆様にとりましては重い内容になるということは承知しておりますけれども、本市の厳しい国保財政運営の背景の中、制度の維持のためには被保険者の健康増進の推進等による医療費の適正化と並びまして、適切な賦課限度額の設定は重要であることを御理解いただきまして、御審議いただければと考えてございます。

内容につきましては後ほど詳しく説明をさせていただきますが、委員の皆様の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めていきたいと考えてございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

◎水谷会長　ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いします。

◎井上国民健康保険係長　では、本会議の成立の可否について御報告いたします。現在、定数17名中12名、2分の1以上の御出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号、各委員1名以上の御出席をいただいておりますので、運営協議会規則

に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨、御報告いたします。

また、田中委員と河合委員からは欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

以上です。

◎水谷会長 ここで、本日の配付資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

◎井上国民健康保険係長 それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず1点目、国民健康保険税改定（賦課限度額等）関係でございます。

2点目、その他資料でございます。このその他資料には、財政健全化計画（案）と外国人被保険者等の前納制度の2点の資料をおつけしております。

次に、机の上に配付しております本日の日程でございます。

以上でございますが、不足の方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらなければ、こちらで以上でございます。

◎水谷会長 不足があったようですので、配付をお願いします。

◎井上国民健康保険係長 失礼しました。

◎水谷会長 それでは議事に入ります。

まず、会議録署名委員の指名ですが、小堀委員と藤川委員をお願いいたします。このお2人を会議録署名委員として指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1、小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）を議題といたします。諮問を求めます。

◎神山副市長 小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）。

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

諮問事項、小金井市国民健康保険税条例の一部改正について。

改正内容、国民健康保険の被保険者に係る医療分の課税限度額について、66万円を67万円に改定する。

この改正は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税から適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎水谷会長 ただいま、副市長より諮問がございました。諮問書の写しを皆様に御配付いたします。

（諮問文配付）

◎水谷会長 皆様のお手元に諮問書が配付されたかと思えます。

それでは、ただいまの諮問につきまして、細部について事務局の説明を求めます。

◎内田保険年金課長 それでは、日程第1、小金井市国民健康保険税の見直しについての（諮問）の御説明をさせていただきます。

主査から御報告いたします。

◎水谷会長 主査。

◎永屋国民健康保険係主査 それでは、私から諮問事項につきまして御説明をさせていただきます。若干長くなってしまいますので、大変恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、日程第1、令和8年度小金井市国民健康保険税の見直しについての御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、国民健康保険税改定（賦課限度額等）関係という1つ目の資料について、順番に御説明をさせていただきます。

まず、表紙をお開きいただきまして、資料1を御覧いただければと思います。こちらで、初めに令和8年度の国民健康保険税の税制改正の大綱の内容についてお話をさせていただきます。

資料1の一番下にございますとおり、こちらの内容が、昨年末令和7年12月26日付で閣議決定されました令和8年度税制改正の大綱の内容となっております。こちらなんですけれども、まず今回お諮りさせていただいていますのがこの令和8年度の税制改正のところになりまして、先月開催させていただいた当運営協議会で御答申いただいたものについては令和7年度の税制改正のものでございましたので、1年度ずれておりますので、御了承いただければと思います。

では、まず内容の御説明をさせていただきます。こちら資料1の1番、賦課限度額の引上げの部分について御説明申し上げます。具体的に今回引上げとなりますのが、区分があるうち一番上にございます医療分基礎部分になりまして、こちらが、先日お諮りさせていただいた66万円からさらに1万円上がりまして、67万円となる予定となっております。

続きまして、その下の段になります2を御覧いただければと思います。2点目は、法定の保険税の軽減の内容になりまして、こちらが、均等割の軽減の内容につきまして5割軽減させていただく場合と2割軽減させていただく場合の軽減判定の基準が改定されております。具体的に、5割の方については表の中段でございまして、現行、計算上算出させていただく基準額が30.5万円、30万5,000円となっておりまして、ここが5,000円引き上がりまして31万円となります。その下の段、2割減額のところになるんですが、こちらの所得の基準額の部分は56万円から57万円に上がるというところでございまして、これにより軽減の対象となる世帯が拡大されるというものになります。

こちらが具体的に税制改正大綱の中で明記されていた部分なんですけれども、付け加えをさせていただく部分で、前回の運営協議会におきまして、子ども・子育て支援分にも賦課限度額が設定されるということで、国が示すものを採用させていただくというところで答申いただいたところなんです、今回の税制改正大綱上では、子ども・子育て支援金分の賦課限度額につ

きましては、令和8年度予算措置を前提に所要の措置を講ずるという形で、最初は具体的な数値の明記がなかったんですけれども、その後、国の予算の編成の関係で通知などが来まして、厚労省から子ども・子育て支援金分の賦課限度額については令和8年度分を3万円とする旨の記載がございましたので、小金井市においてもこちらの額を賦課限度額として採用させていただくこととなりますので、御報告申し上げます。

具体的な影響額などの御説明の前に、こちらの限度額の改定の部分につきまして、我々の持っております条例と国の法律との関係について簡単に御説明をさせていただければと思います。

こちらの賦課限度額というのが地方税法施行令という国の政令によって定められているものになるんですが、その範囲の中で市でそれぞれ条例を定めておりまして、条例の中で具体的に定めなければならないという形になります。この税制改正大綱なんですが、毎年12月中旬から下旬にかけて国から発表されるものになりまして、法律的には大体年度末、本当に3月末日になるんですが、そこで政令の改正をされるというところで、具体的な法改正まで若干時間を要しておりました。私どもも、条例の改正ということで市議会に上程させていただいて、お諮りさせていただくところまで運営協議会の後に市議会でも条例はお願いさせていただかないといけないところなんですけど、この法改正をずっと待つてしまいますと、1年遅れという形でどんどん遅れていってしまうところがございます。

私どもで条例の改正をこの税制改正大綱の閣議決定された内容で進めさせていただきまして、実際にこの上限額を上げた賦課限度額の適用をさせる日を施行日というんですが、その施行の日付を技術的に工夫することによりまして、政令が改正されるのと同時に条例改正も行わせていただいております。法律が変わりましたら、その内容が即時で翌年度に反映できるような形でお諮りさせていただいている形になります。というところで、今回につきましても12月26日に税制改正大綱の決定がございましたので、賦課限度額の改定の諮問をさせていただくという流れになります。

それでは、具体的な賦課限度額の引上げと、軽減判定に関わる所得基準額の変更につきまして、影響額の御説明をさせていただきます。資料をそのまま2枚めくっていただきまして、資料3を御覧いただければと思います。資料3は2ページになっているんですけれども、まず1ページ目に賦課限度額の改定による影響額をお示ししております。こちらは、限度額、現行のものと改定のものと比較させていただいておりますので、子ども・子育て支援金分は掲載はございませんので、御了承いただければと思います。

まず、資料3、1の(1)の改定内容の部分なんですけれども、今回につきましては、先ほど申し上げましたとおり、医療分について1万円賦課限度額の上限額を上げる改定となります。現行、前回答申いただきました66万円から1万円上げまして、67万円となります。それ以外の後期高齢者支援金分と介護分につきましては据置きという判断をされましたので、こちらの3区分を合計いたしますと、現行でございますと109万円が上限額になりまして、改定後ですと、1万円増額になりますので、110万円が最大の額となります。こちらは、40歳以

上64歳までの方は介護保険料を御一緒に頂戴するので、この110万円というのが上限額になるんですが、介護保険料を国保と一緒に頂戴しない方については、医療分と後期高齢者支援金分の67万円と26万円を足させていただいた93万円が上限額という考え方になります。

では、具体的な影響額の部分について御説明申し上げます。こちらの資料、真ん中の(2)の部分について御説明申し上げます。

今回、こちらで改定前、改定後でお作りしているものなんですが、税制改正前と後という形で比較をさせていただいております。影響額については、右側にごさいます影響額の差引きした部分でお示しさせていただいております。今回は、医療分について賦課限度額1万円増額改定いたしますので、賦課限度額が超過する額というのがマイナス231万4,000円、パーセンテージにしますとマイナス0.63%となりますので、こちらは調定額、実際に課税をさせていただく額としましては、マイナスを取りましたプラスの方向に働きます231万4,000円が全体の調定額としてアップいたしまして、全体ベースでパーセンテージとしましては0.43%の増となります。こちらの増額分につきましては、標準的な収納率を勘案しますと、収入ベースで224万円の増収が見込まれるという試算結果となっております。

続きまして、何世帯くらいの方が対象となるかというところなんですが、今回につきましては医療分のところだけ賦課限度額のアップをしておりますので、影響が出てくる部分は医療分のみという形になります。試算上、現行制度ですと332世帯の皆様が賦課限度額に到達されるんですが、1万円アップすることによりまして、賦課限度額に到達する世帯が2世帯減るような見込みで試算の結果が出ております。今回、この残りの2世帯につきましては、賦課限度額には今後達していかないという見込みになりますので、こういった影響額の推計となっております。

続きまして、こちらの賦課限度額の改定と一緒に行われます軽減判定基準の改定の部分についても御説明させていただくんですが、資料3の2ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、基本的には政令に従うものになりまして、軽減の対象の世帯が増えるという考え方のもになりますので、基本的には政令の内容どおりに従う形になりますので、こちらについては変更の内容について御報告させていただくという形になります。

では、まずこちらで、軽減判定基準の改定額、2の(1)改定内容について御説明申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、均等割を5割軽減させていただく世帯の方の計算式の部分と2割軽減の計算式の部分の基準の内容が改正されております。こちらにつきましては、実際に国保に御加入いただいている方の人数を基準の所得額に掛け算をするという式が中に盛り込まれておりまして、ここの部分の基準の額というのが、まず5割の部分については5,000円アップとなっております。2割の世帯については、国保の加入者の方の人数に掛ける部分が56万円から57万円に1万円アップになりますので、判定の基準が上がるということになりますので、これまで計算上対象とならなかった世帯も、これまでと同じ所得だったとしても、基準の枠が増えておりますので、これまで軽減判定で2割にかからなかった方も2割になられ

たりというところで細かく計算しまして、令和8年度の課税のところからこの内容を適用させていただければと思います。

実際に影響額のところ、細かくなってしまうんですけども、(2)の軽減判定に伴う影響額のところを御覧いただければと思います。こちらの中に、この軽減というのは医療分、支援分、介護分それぞれ全て対象となってきますので、3区分とも影響額が出ておまして、合計で軽減させていただく額が117万7,000円、全体で0.48%増えるということは、私どもの調定上、課税させていただく額が軽減される方が増えるので、減っていくという考え方になります。ですので、影響を実際の収入の面で申し上げますと、117万7,000円が減額になるという形になります。これを収納率に勘案しますと、収入ベースでは113万8,000円が減収になるという見込みになります。

その下、(3)で対象となる世帯の推計というところなんですけれども、こちらはそれぞれ、改定前、改定後と、医療分と後期分につきましては、こちらは全年齢対象の方になりますので、一枠でお示ししております。介護保険料につきましては40歳以上64歳までの方となりますので、表を分けておまして、それぞれ対象世帯が若干増となる見込みになっております。こちらはちょっと細かくなってしまうので、お読み取りいただければと思います。

では、こちらで細かくそれぞれの改定内容についての影響額をお話しさせていただいたんですけども、最後に資料2で、全体の影響額について総括表で御説明させていただきます。恐れ入りますが、表紙ともう1枚めくっていただきまして、見開きで資料2の頭が左側に出てまいります。こちらから御説明申し上げます。

まず、医療分につきましては、今回、賦課限度額1万円の増というところで、こちらが変更点になります。実際に影響がある部分なんですけれども、②の改定額内訳のところ、御説明申し上げます。こちらについては、ウの部分で法定軽減の拡充に伴いまして減収される部分で、先ほどの73万5,000円の部分になります。あわせまして、賦課限度額の超過額のところ、こちらが1万円増額しているところの影響額になりますので、こちらは231万4,000円の増額となります。こちらを合わせますと、全体で157万9,000円、全体で0.09%の増額となります。

その次に(2)後期高齢者支援金分につきましては、今回こちらの賦課限度額の改定はございませんでしたので、法定軽減の拡充に伴いまして、こちらは全体で減収となる形になります。そちらがウの項目でお示ししております33万1,000円の減というところになります。

続きまして右側のページ、一番上にごございます介護分につきましては、こちらと同じく賦課限度額の改定はございませんので、法定軽減の拡充に伴う減収の部分の影響額をお示ししております。ウの部分で11万円1,000円の減額というところになります。こちらで、まず医療・支援・介護分というところで御説明申し上げます。子ども・子育て支援金分につきましては、前回お話をさせていただいた部分から、まだこの標準となります所得割のパーセンテージとか、そういったものの確定値が出てございませんので、前回そのままの金額となっております。

もう1ページお開きいただきまして、資料2の3ページ目で全体の御説明をさせていただきます。今回の税制改正大綱の内容に基づきました全体の医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分を合算した調整見込額と、応能割、応益割の構成比率となっております。こちら全体の影響額といたしましては、税制改正分の伸び率というところになるんですけれども、113万7,000円の増額の見込みとなっております。今回この影響額につきましては、6番にございます被保険者総数（令和8年度平均見込）のところでお一人当たりで割らせていただきますと、お一人当たり58円という試算結果となっております。

こちらで今回の税制改正大綱の影響とか改正内容についての御説明は以上になります。よろしくお願いたします。

◎水谷会長 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様から御質問がございますか。たゆ委員。

◎たゆ委員 すみません、毎度。できるだけ簡単に質問を行わせていただきたいと思うんですけれども、まず限度額を67万円にするというところなんですけど、その影響が2世帯ということでもありますけれども、67万円に達する世帯の所得及び年収はどの程度の方なのかというのを確認したいと思います。私が計算したら、恐らく所得が990万円ぐらいで、年収は1,200万円ぐらいの世帯なのかなと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

◎水谷会長 主査。

◎永屋国民健康保険係主査 御質問いただいた部分で、今回の医療分のところでの上限額に達する御世帯様なんですけど、たゆ委員のお話のとおり、こちらでも試算上、いわゆる合計の所得額というところで申し上げますと、991万円ほどになります。営業の御所得ですとか、お給料の御所得ですとか、いろいろな御所得がありますので、合計の御所得での御説明という形でさせていただきます。以上です。

◎水谷会長 たゆ委員。

◎たゆ委員 すみません。ありがとうございます。ちょっと意見だけ申し上げたいと思うんですけれども、軽減判定の改定で、それらの対象が推計で40世帯分広がったという点はよかったです。ただ、医療分の限度額を66万円から67万円に引き上げることについては、影響は推定で2世帯と、全体に対しては僅かな数、世帯であることや、対象となる所得が991万円と約1,000万円近くで、年収でいくと1,200万円前後になると推測しまして、この場合、生活困窮とは言えないと私も思いますが、いわゆる超富裕層ということでもありませんので、国保制度を維持していく方法としては、国保加入者の負担を増やすやり方ではなくて、市や都や国が財政出動することが必要と、1か月前の国保運協でも私の国保に対する考え方を述べたんですけれども、今回は一言で終わりますが、そのようなことが必要と考えるので、賛成はできないと考えております。

以上です。

◎水谷会長 ほかに質問はございますか。小堀委員。

◎小堀委員 今、たゆ委員から反対の意見が出ましたが、私は、今までのもろもろの議論、それから御説明を考えまして、誰しも負担が増えることに関しては進んで賛成するものではないと思いますが、今回の諮問というのは、国の制度そのものの限度額値上げということでありませよ。そして、私の身内も国保加入者なんです、今回の中の負担増ということについては、受益者負担の原則というものがありますし、それから、今や前にも御説明がありました繰入金が増に寄ることによってほかの事業ができないということになれば、例えば子供の安全に関わる交差点改良ができないとか、そのような影響を及ぼすのかなということは推測できますので、私はどちらかといいますと賛成の意見を表したいと思います。

以上です。

◎水谷会長 ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで質疑を終了いたします。

国民健康保険税の改定は、令和8年度当初予算に反映する必要があるものとなっております。そのため、令和8年第1回市議会定例会に議案を上程したいとのことでありますので、答申をまとめたいて考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎水谷会長 それでは、答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

◎水谷会長 御異議があるようですので、協議会としては、答申をまとめる必要がありますので、規則第8条に基づき、多数決を採ります。諮問案に賛成なのか、反対なのかを多数決で決定し、たくさんの貴重な意見がありましたので、答申書には主な意見を付すこととさせていただきたいと思います。

それでは、多数決を採ります。市長の諮問のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

◎水谷会長 賛成多数でありましたので、市長の諮問のとおりといたしますが、先ほど申し上げたとおり、貴重な御意見がありましたので、答申書には意見を付すことといたします。事務局のほうで答申に付す意見(案)を作成し、それを委員の皆さんに送付いたします。それに対して意見等があれば、期限までに連絡等をしていただければと思います。いただきました意見の取扱いについては会長に一任していただきますよう、お願いいたします。

答申の取りまとめについて、では事務局から御説明をお願いします。

◎井上国民健康保険係長 では、答申の取りまとめについて御説明いたします。答申案につきましては、皆様にメールをいたします。こちらの都合で大変申し訳ありませんが、明日の8日

夕方頃にメールをいたしますので、届きましたら内容を御確認いただきまして、御意見等あれば、連休明け13日17時までには御返信いただければ幸いです。

以上です。

◎水谷会長 非常に短期間となっておりますが、御協力のほど、よろしくお願いたします。

次に、日程第2、その他1、財政健全化計画についてに入ります。事務局から報告を求めます。

◎内田保険年金課長 申し訳ありませんが、説明がちょっと長くなりますので、着座にてお許しください。

まず、お手元のその他資料の表紙をおめくりいただければと思います。横になっているものになりますが、こちらは、国民健康保険の財政健全化変更計画書(案)ということになります。

国民健康保険の特別会計の収支決算において赤字が生じまして、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村に関しましては、計画的に赤字の削減・解消を図るため、赤字の削減・解消に向けた基本方針、目標設定、取組等について、都道府県と協議を行った上で、赤字削減・解消計画を定めることとされておまして、本市でもこの財政健全化計画を提出しております。

ところで、前回の協議会でも触れさせてはいただいたんですが、令和6年に示された厚生労働省の保険料水準統一加速化プランにおきまして、全国において令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までの移行を目標とするとされております。この国の方針を踏まえまして、東京都でも国民健康保険運営方針の中間見直し、これは令和8年度になるんですが、そこに合わせまして完全統一に向けた協議がなされております。ここで東京都からは、完全統一の目標年度を、保険料率の急激な上昇を抑制できるという観点から、令和17年度とすることが適切との判断が示されてきておまして、併せて令和17年度決算までに決算補填目的の法定外繰入の解消を目指すことが示され、財政健全化計画も赤字解消目標年度を令和17年度までに変更して提出するよう求められております。

そこで本市でも、同様の理由から、目標とする解消の年度を令和17年度とし、以下の点を変更して提出いたしますので、報告させていただきます。

まず、表の②の赤字削減計画、この赤字削減・解消のための基本方針欄です。こちらの①の予算推計ベースの令和7年度の赤字額、これは現在8億円になっていますが、従前7億9,000万円だったところをここで8億円に変更させていただきます。赤字が増えているということになります。

同じく②の解消の目標年次、こちらは令和22年度で設定しておりましたところですが、先ほど申し上げたような形で、令和17年度ということでここで変更させていただきます。

赤字削減・解消のための具体的取組内容の欄ですが、歳入の確保の金額を従前3,000万円であったところから7,000万円とさせていただき、年度別の赤字削減予定額、一番下の欄ですけれども、その第10年次、令和9年度から第12年次、令和11年度、この金額を5,00

0万円から9,000万円、第13年次、令和12年度から第18年次、令和17年度の金額を同じく8,000万円に、またこれに伴い合計金額、以上を変更させていただきます。

なお、令和9年度以降の金額につきましては、令和8年度に、本日答申いただきましたので、この後議会にかけていくわけですけれども、5,000万円の赤字が削減できたことを想定いたしまして、その残金額である7億5,000万円を令和17年度までで平均して算出しております。実際は、その内訳は年度の状況によって異なってくると考えてございます。

報告は以上です。

◎水谷会長 事務局の報告が終わりました。

委員の皆様から何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

質疑等がなければ、これでこの議題を終了いたします。

次に、その他2、外国人被保険者等の前納制度についてに入ります。事務局から報告を求めます。

◎内田保険年金課長 それでは、その他2、外国人被保険者等の前納制度について御説明いたします。

引き続きましてお手元の資料2を御覧いただきたいんですが、こちらは厚生労働省の資料となります。その1ページ目です。見開きで言うとこの下のページになりますが、こちらを御覧ください。在留外国人をめぐるまは、独自に在留外国人収納率の把握をしている約150自治体において収納率が63%となっておりまして、外国人に関しましては、保険料収納率が低く、十分な負担をしていないのではないかと、こういった課題が挙げられております。また、当初から日本の医療保険による治療目的で来日する外国人が、その目的を隠したまま在留資格を取得して国保に加入し、医療サービスを受けているのではないかと、こういった課題も挙げられております。

現在、その対策として2点が国から示されています。まず1点目です。3ページを御覧ください。見開きのこの下のページになりますが、黒線で囲まれた1つ目の黒点の下線部です。こちらは、「日本に入国し新たに国民健康保険に加入する者については、国保加入に際して保険料を前納する仕組みなど、保険料を確実に納付いただくための方策を引き続き検討すること」とございます。こちらは、保険制度への理解が不十分な外国人の方もいらっしゃるため、未納が多く、収納に関する課題として、未納のまま帰国されると、徴収が極めて困難となるといったことが挙げられます。そこで、入国初年度の保険税について、通常の納期限から前倒しして納付いただく。前納いただくものです。これによりまして、早期に制度理解を促しまして、納付忘れを防止するものです。

こちらについては、令和8年4月から各自治体の任意で導入ができることとなっております。ただし、次年度からは通常の納期限となります。また、日本に帰国された日本人に関しましても、内外無差別の観点で、同様の扱いとされます。

続いて2点目です。6ページを御覧ください。6ページの2の取組概要というところにござ

いますが、市区町村が国保の収納情報をデジタル庁が運用する公共サービスメッシュという仕組みに基づきまして入管庁に登録し、入管庁において外国人の在留審査時に活用するものです。在留期間の期間更新や資格変更などの在留審査の際に滞納情報が確認され、滞納があれば、納付勧奨等をして保険料を納めていただきます。納められない場合は、原則、期間更新等が認められなくなるものです。

7ページのスケジュールのとおり、令和8年度から市町村システムの改修を進め、令和9年6月からの運用を目指すとされています。

以上が国から示されている対策です。

位置づけとしては、2点目の入管庁との連携が、全自治体で実施するメインの施策となりまして、1点目の前納はオプションとしての施策と考えられております。

ここで本市の対応ですが、1点目の前納制度については、令和8年4月からの導入は見送らせていただきます。理由といたしましては、年度途中で転居、帰国され、国民健康保険から脱退された場合、還付事務が発生します。この点は新たな業務負担として増加してきます。特に、帰国されてしまうと、還付が困難な状況になります。また、来庁いただいたその日に納付いただけないと、納付書を送付することになりますが、御帰宅されてしまうと、結局一定の未納者が見込まれます。

以上に加えまして、入国初年度の保険料が、前年所得がないというところの位置づけになりますと約1万6,000円ぐらいになるんですけども、そういったことも念頭に、限られたマンパワーで業務の優先順位を考えますと、負担が重たくなるという結果になります。また、2点目の入管庁との連携に関しましては、収納部門の納税課との調整が必要ですので、具体的にシステムが構築されてきましたら調整していきたいと考えております。

報告は以上です。

◎水谷会長 報告は終わりました。

これから質疑に入りますが、発言される前には挙手していただき、指名を受けた後に発言いただくようお願いいたします。何か質問がございますでしょうか。

黒米委員。

◎黒米委員 歯科医師会の黒米です。ちょっと市の方に質問なんですけど、在留外国人の方も保険証を持っているわけですよ。そうすると、日本の方もそうでしょうけれども、例えば未納の方は保険期間が短くなったりとか、いろいろ我々の保険証を見て分かるようなものがありますよね。例えば、在留外国人で治療に来た場合に、保険料を払っていないけれども保険証を持っているような方は、我々に見分ける方法はあるんでしょうか。

◎水谷会長 係長。

◎井上国民健康保険係長 黒米委員の御質問でございますけれども、保険証の制度が変わりまして、いわゆる被保険者証というものが新たに発行できなくなっております。そのために、今御指摘いただいたのはおそらく短期証というものかなと思うんですが、そのいわゆる短期証と

いうものもなくなっております。そのため、国民健康保険の場合は2年更新でございますので、ちょうど昨年令和7年10月1日から新たな更新期間が始まりまして、令和9年9月30日までになるんですけれども、皆さん、その更新の期間になっております。今まで、それは外国人に限らず、いわゆる未納が多く続いていらっしゃる方に関しては、保険証の期間の短い短期証を発行していたものがなくなりましたので、皆さん、2年間の資格確認書または資格情報のお知らせを発行している状況でございます。

以上です。

◎黒米委員 そうすると、見分ける方法はないということですか。

◎水谷会長 係長。

◎井上国民健康保険係長 小金井市では、その被保険者証なり資格確認書だけで見分けられないという状況でございます。

◎水谷会長 黒米委員。

◎黒米委員 何でその質問をしたかという、以前はそういうことはなかったんですが、保険料を払っていない方が治療費を払えるとは思えないんですよ。ということは、痛いと言って来て、治療が終わって、実はお金を持っていないと、その場合、我々是对処のしようがないんです。後払いで何か払ってくれるシステムもありましたよね。ただ、もう、私などは病院を独りでやっているものですから、例えば来たときに、ぱっと保険証を見て、短期証みたいに見分ける方法があればと思って質問したんですが、現在とかも保険証が廃止になっているから、それはないと考えてしまっていていいわけですね。

◎水谷会長 係長。

◎井上国民健康保険係長 小金井市では、被保険者の方がお持ちのものだけを見て判断する方法はない状況です。

◎黒米委員 分かりました。ありがとうございます。

◎水谷会長 ほかに質問はございませんか。穂坂委員。

◎穂坂委員 医師会の穂坂です。外国人の収納率は、小金井ではどのぐらいなのでしょう。

◎水谷会長 課長。

◎内田保険年金課長 本市では、実は収納に当たって国籍による登録というのはしていないんです。ですから、厳密にはそこは不明としかお答えできないんです。申し訳ございません。

ただ、一般論ということで言わせていただくと、もう御存じだと思えるんですけれども、厚労省の資料によりますと、国保の外国人被保険者は令和5年度時点で97万人いらっしゃる。これは全体の4%ということ。そのうち20代から30代が50.6万人と多くて、日本人に比べても若年層が多いというところがございます。また、総医療費とか高額療養費支給額に占める外国人の割合というのは、それぞれ1.39%、それから1.21%といったことになっています。全国的な傾向として、外国人に対する国内の診療実績が必ずしも被保険者に占める外国人の割合に比して大きいとは言えないというところで厚労省側から発表されています。

以上です。

◎穂坂委員 ありがとうございます。

◎水谷会長 よろしいですか。

◎穂坂委員 はい。

◎水谷会長 ほかに御質問はありますでしょうか。たゆ委員。

◎たゆ委員 前納については、令和8年度はやらないということなんですけれども、まず聞きたいのが、令和9年度以降からはやるという考えなのかどうか、確認したいと思います。

◎水谷会長 課長。

◎内田保険年金課長 おっしゃるとおりで、令和8年度に関しては今回はやらないということ。ただ、あまり目立ってくるようだと、そこは対処しないといけないと思っています。また、26市の中で、令和9年度から1市だけやる予定という市もあったので、今のところその1市が導入していく中でどういう実績を上げていくかといったところも参考にしながら、今後は考えていきたいと思っています。

◎たゆ委員 令和8年度に1市がやるということですか。

◎内田保険年金課長 令和9年度から1市がやるということなんです。だから、令和8年度に関してはどこもやる予定はないということになります。

◎水谷会長 たゆ委員。

◎たゆ委員 令和9年度の1市の状況を見て考えると、小金井が令和9年度にやるかどうかの判断はちょっと間に合わないですね。

◎内田保険年金課長 令和9年度というか、あくまで長い目で見て、今後どうやっていくかというところで、その市も参考にするなどしながら考えていきたいと思っています。

◎水谷会長 たゆ委員。

◎たゆ委員 様子を見ながら判断していきたいということですね。分かりました。

ということで、今ここで急いで聞く必要もないことかもしれないんですけども、ちょっと細かいことを聞いていいですか。先ほど御説明があったように、初年度の保険料は外国人の前年の所得を把握できないので低くなるという記事を私も読みまして、1.6万円ということなんですけれども、これはもう一律にほとんどの方がそうなるのかということを確認したいのと、あと、では3個ぐらいあるので、まとめて聞いていいですか。

◎水谷会長 はい。

◎たゆ委員 あと、納付額が仮に分かる方がいた場合に、納付額が高額になる場合や一定額以上というのが明らかな場合は、それを一括で前納というのは難しい場合も出てくると思うんですけども、前納の対象から外れるケースを用意できるのかどうかを確認したいんです。できるとしているんですけども、お答えいただけますか。後でもいいです。

次が、前納の仕組みというのは、入国する外国人にはどのタイミングで知らされるのかというのを聞きたいんです。自治体によって差が出るのは、入国しているほうの市に住もうかみた

いなことで、外国人は決まっている場合と決まっていない場合と様々かと思うんですけども、入国する方に知らされるタイミングですが、どうなるのかも仕組みを教えてください。

あと、既に日本で暮らしている方は対象外ということでもいいのかどうか。対象外だと、ちょっと私は勉強していないんですけども、一応その確認をしたいんです。もし対象ということなら、どのような説明をするのかということなんです。

あと最後、やる場合は小金井市の条例改正が必要かどうかということについて伺います。

◎水谷会長 係長。

◎井上国民健康保険係長 たゆ委員の御質問でございます。まず1点目でございますが、外国人に限ったことではないんですけども、初めて日本に入国された方に関しては、前年のご所得は基本的に日本ではないということからしますと、大体1.6万円程度と、主に均等割だけがかかってくるかなということでございます。

2点目でございますが、所得が高いと前納の制度の対象から外れてくる可能性があるかということでございますが、現時点で小金井市のほうで前納の制度を入れるかどうかというところの検討をそこまでしている状況ではなく、現時点でまず令和8年度に関しては前納制度は入れないわけですけども、その部分に関しては、確かに一定日本でのご所得があるということになると、非常に高額な保険税になる可能性はあります。それを一括で前納となると厳しいという御意見はもっともかなと思いますので、その辺はケース・バイ・ケースの判断になる可能性はあります。ただ、現時点でそこまで検討が進んでいる状況ではないという状況でございます。

あと3点目でございますが、前納のタイミングは、どのようにそれを周知されるかということでございますが、実際、最初に日本にいらっしゃる方は、空港の出入国在留管理庁で在留カードを発行されると思うんですが、そのタイミングで出入国在留管理庁がどういう案内をしているかというのはこちらで分からないんですけども、もし私たちのほうで前納制度を入れるということであれば、私たちの広報の手段というのは市報とかホームページとかSNS等しかないの、初めて保険年金課の窓口へ来たときにお分かりになる可能性もなくはないのかなとは思いますが、そのような状況でございます。

あと4点目でございますが、日本でもともと暮らしていらっしゃる方は、そもそも日本で所得があつて日本の国保に入っている方ということでございますので、特に前納とは関係がないかなということでございます。

あと5点目の御質問でございますが、実際、前納制度を入れるとなったら、条例改正が必要かなれば、改正は必要になりますので、そのときはまた検討させていただければと思います。

以上です。

◎水谷会長 たゆ委員。

◎たゆ委員 ありがとうございます。これも意見だけ申し上げて終わりたいと思うんですけども、私は行う必要はないと思っておりますので、やらないでいただきたいと思っております。

外国人の未納の原因の多くは、悪質なものではなくて、言語の問題だったり、もともといた国に同じような制度がないことなどによる制度の理解不足ではないかと思ひまして、理解不足の解消のための取組にこそ力を入れるべきだと思ひております。前納を希望する人が前納する場合は、仕組みがあつたら、双方にとってメリットはありますけれども、そうではなくて、実際上前納を強制させるようになってしまうのであれば、前納制度を行う必要はないと思ひますので、やらないでいただきたいという意見を申し上げます。

◎水谷会長 ほかに質問はございませんか。

ほかに質疑等がなければ、これでこの議題を終了いたします。

それでは、そのほかに皆様から何か御発言はございますでしょうか。

よろしいですね。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。

19時53分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証明します。

令和8年1月7日

議 長 水谷 たかこ

署名委員 藤川 賢治

署名委員 小堀 哲朗